

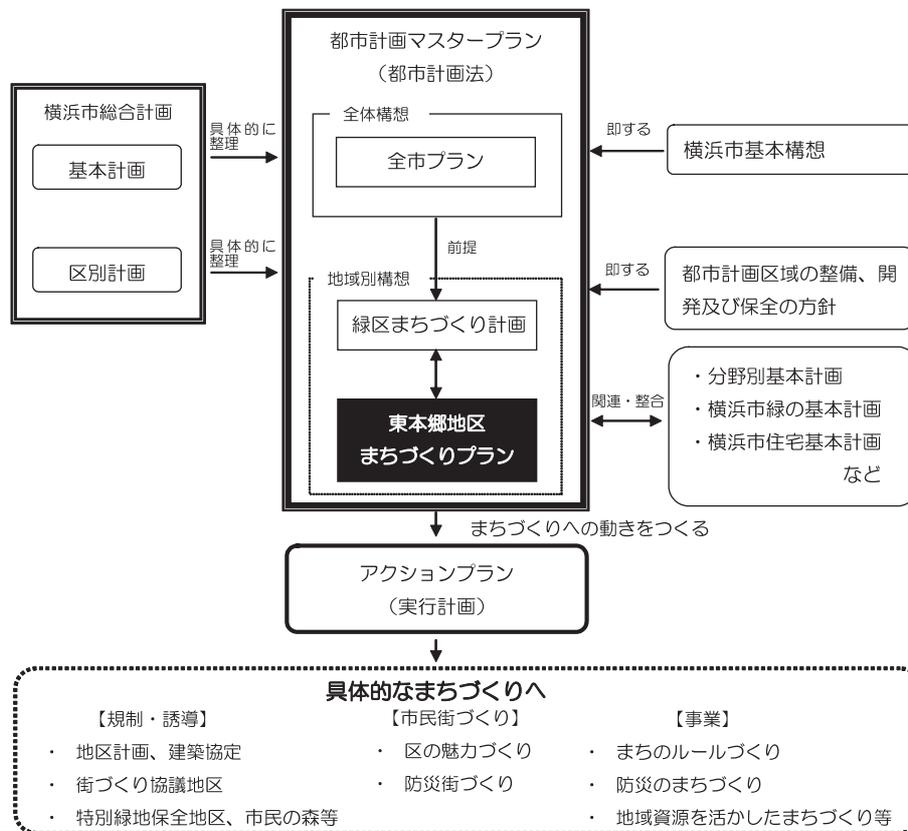
I 章 東本郷地区まちづくりプランについて

1 都市計画マスタープラン

平成4年の都市計画法の改正により制度化された都市計画マスタープランは、都市の将来像や地域のあるべき市街地像、地域の課題に対応したまちづくりの方針などを総合的に定めるものです。

横浜市では、市域全体を対象とした「全市プラン」、各行政区域を対象とした「区プラン」、特にまちづくりの検討が必要な地区を対象とした「地区プラン」（地区まちづくりプラン）の策定を進めています。

図 I-1 東本郷地区の位置づけ



参考：都市計画法第18条の2

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない

2 東本郷地区まちづくりプラン

(1) 地区プランについて

地区プランは、全市プランを前提に、区プランと整合をはかりながら、住民に身近な課題をテーマとして取り上げて、地区の将来像を明らかにします。

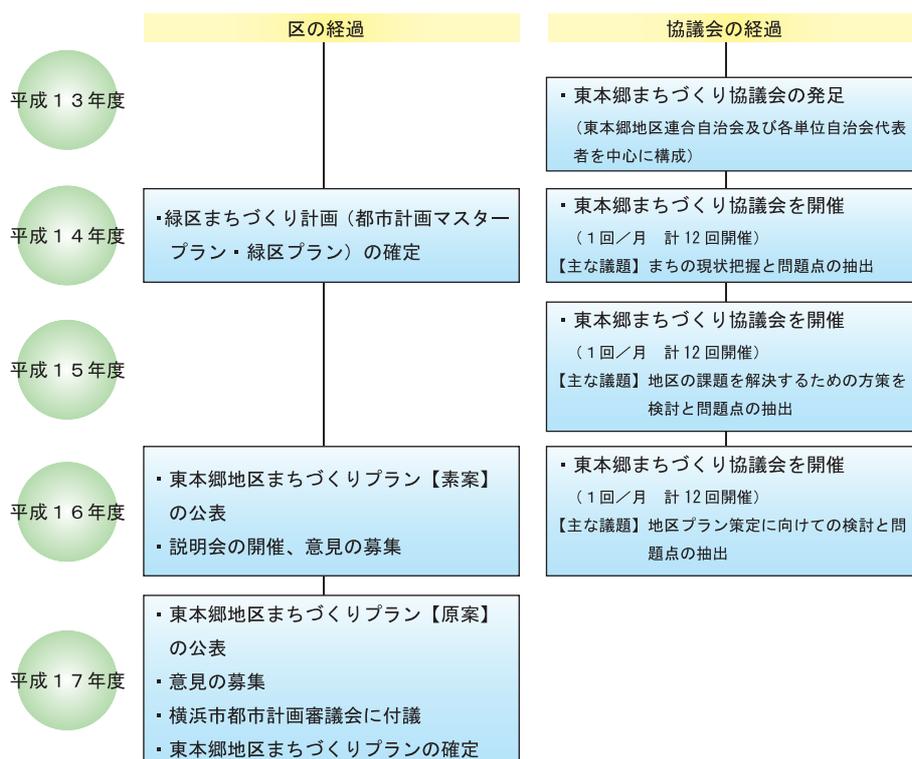
「東本郷地区まちづくりプラン」は、本地区の特性をふまえ、よりよいまちづくりを進めていくために策定します。策定にあたっては、本地区の将来像やまちづくりの方針などを共有化するため、住民との協働により本地区の課題や解決方策などについて協議を積み重ねながら進めてきました。



写真－1 東本郷まちづくり協議会開催風景

(2) 策定の流れ

図 I-2 東本郷地区まちづくりプラン策定の流れ



(3) 対象地区

本プランの対象地区は、東本郷町及び東本郷一丁目から六丁目の地区で、地区の面積は約119haです。本地区は緑区の東端に位置し、都筑区、港北区、神奈川区と接しています。都筑区との境には鶴見川が流れています。

図 I-3 東本郷地区の区域図



(4) 目標年次

おおむね20年後の将来を見据えたプランとし、住民と事業者及び行政が協働して、本プランの内容を順次実現するものとします。

3 『緑区まちづくり計画』での本地区の位置づけ

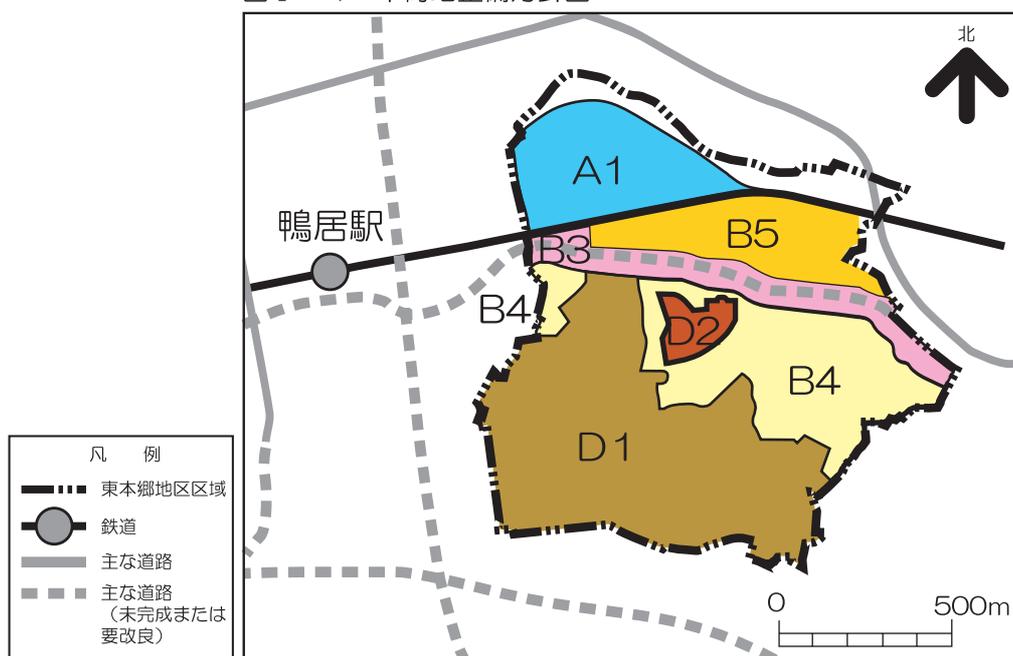
都市計画マスタープランの区プランである『緑区まちづくり計画(平成14年12月確定)』では、本地区について市街地整備の方針として、以下のように位置づけられています。

表I-1 市街地整備方針

区分	市街地類型	現況	まちづくり方針
川のまち	A1	低地の農地	川沿いで農地が広がる地区 農地の保全と営農環境の充実を図る。
丘のふもとのまち	B3	沿道市街地	幹線道路沿い 中高層住宅や沿道サービス・商業施設などにより、幹線道路にふさわしい街並み形成を図る。
	B4	ふもとの低層住宅地	平坦地で戸建て住宅が建ち並ぶ住宅地 狭あい道路の拡幅、オープンスペースの確保などにより、災害に強いまちづくりを進める。必要に応じて、面的整備を検討する。駅周辺においては、計画的な更新により複合市街地への転換を図る。
	B5	ふもとの中高層住宅地	平坦地で戸建て住宅や集合住宅が建ち並ぶ住宅地 住環境や防災に配慮した住宅更新を図る。日常生活の利便性を高める店舗などのサービス施設の立地を適切に図る。駅周辺においては、計画的な更新により複合市街地への転換を図る。
丘のまち	D1	計画的な低層住宅地	計画的に開発された戸建て住宅地 良好な低層住宅地を保全・育成する。
	D2	計画的な中高層住宅地	計画的に開発された中高層住宅地 良好な中高層住宅地を維持しつつ、建築物の長寿命化やバリアフリー化を進める。建て替えの際には、住環境の向上、緑の環境の保全・創造を図る。日常生活の利便性を高める店舗などのサービス施設の立地を適切に図る。

出典：『緑区まちづくり計画 平成14年12月』より抜粋

図I-4 市街地整備方針図



出典：『緑区まちづくり計画 平成14年12月』より抜粋